

令和3年経済センサス - 活動調査 調査票の記入のしかた

【04】調査票（製造業）



調査票に記入する前に、本書をよくお読みください。

- ◆この調査は、インターネットで回答することができます。
- ◆インターネットで回答する方法は、同封の『インターネット回答利用ガイド』をご覧ください。
- ◆調査票には、事業所の名称・電話番号・所在地などが、あらかじめ印字されている場合があります。これらは、回答負担を少しでも軽くするため、令和元年度に実施した「経済センサス - 基礎調査」等の結果をもとに印字したものです。
- ◆調査票に記入いただいた内容について、後日、おたずねする場合がありますので、14・15ページの下書き用調査票を控えとして保管しておいてください。

記入上の 注 意 点

- 調査票には、**黒色のペン又はボールペン**で濃く・はっきりと記入してください。（摩擦熱でインクが消えるボールペンは使用しないでください。）
- 記入した内容を訂正する場合は、二重線で消して修正してください。

調査票を記入する際に参照するページは、以下のとおりです。

2・3ページ

4～6ページ

7ページ

8～13ページ

総 務 省
経済産業省

◆コールセンターについては、裏表紙をご覧ください。

- 記入欄にあらかじめ印字されている場合は、その内容に変更がないかを確認し、変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

記入上の注意

他の事業所の構内にある場合は、「ビル・マンション名等」欄に「○○構内」（○○は入居先の法人名と事業所名）と記入してください。

調査票記入者の連絡先

記入いただいた内容について、後日おたずねする場合がありますので、この調査票を記入される方の氏名及び電話番号を記入してください。

フリガナ	トウケイ ツヨシ	市区町村コード	調査区番号	事業所番号	※
記入者氏名	統計 強	131104004800386			
電話番号	(03) 9876-4322 (内線: 9876)				
1 名称及び電話番号					
フリガナ ケイサンキョウギョウ ケイサンデンキワカマツコウジョウ					
正式名称 (有)計算工業 (株)KEISAN 電気若松工場					
通称名					
電話番号(代表) (03) 9876-4321					
2 所在地					
郵便番号 162-0066 都道府県名 東京都 市区町村名 新宿区					
町丁・字・番地・号 若松町3丁目2番1号 ビル・マンション名等(階、号室まで記入してください) センサス工業若松工場事業所構内					
3 この場所での事業所の開設時期					
○印の印字がない場合は、この場所での事業を始めた時期の番号を○で囲んでください。					
令和3年 令和2年 令和元年 平成30年 平成29年 平成28年 平成27年 平成26年 平成25年 平成24年 平成23年 平成22年 平成21年 平成20年 平成19年 平成18年 平成17年 平成16年 平成15年 平成14年 平成13年 平成12年 平成11年 平成10年 平成9年 平成8年 平成7年 平成6年 平成5年 平成4年 平成3年 平成2年 平成1年 平成0年 平成00年 平成01年 平成02年 平成03年 平成04年 平成05年 平成06年 平成07年 平成08年 平成09年 平成10年 平成11年 平成12年 平成13年 平成14年 平成15年 平成16年 平成17年 平成18年 平成19年 平成20年 平成21年 平成22年 平成23年 平成24年 平成25年 平成26年 平成27年 平成28年 平成29年 平成30年 令和元年 令和2年 令和3年					
4 この事業所の従業者数					
※ 6月1日現在の従業者数を記入してください。					
(1) この事業所に所属する従業者数					
(2) 受入者					
(3) この事業所に従事している人の男女計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩)					
5 この事業所の主な事業の内容					
(1) 主な事業の内容					
(2) 生産品、取扱商品又は営業種目					
6 経営組織					
7 法人番号					

13桁の法人番号を記入してください。
マイナンバー（個人番号）は絶対に記入しないでください。

5 この事業所の主な事業の内容

- あらかじめ印字されている内容に変更がないかを確認し、内容に変更がある場合は、下記の記入例を参考に、具体的に記入してください。
- 「(1) 主な事業の内容」の記入に当たっては、複数の事業を行っている場合は、令和2年1月から12月までの1年間の収入金額又は販売金額の最も多い事業を記入してください。
- 「(2) 生産品、取扱商品又は営業種目」の記入に当たっては、収入金額又は販売金額の多い順に記入してください。
- 8 欄「この事業所の単独事業所・本所・支所の別等」の企業全体の主な事業の内容についても下記の記入例を参考に、具体的に記入してください。

【記入例1】電化製品用プラスチック製品の製造をしていた事業所が、事務用機械器具の製造をする事業所となった場合

電化製品用プラスチック製品の製造	事務用機械器具の製造
① テレビ用キャビネット	金銭登録機
②	
③	

【記入例2】パソコン等の機械器具製造をしていた事業所が、主に電子デバイスの製造をする事業所となった場合

パソコン等の機械器具製造	電子デバイス製造
① パソコン	集積回路
② プリンター	液晶パネル
③ コピー機	

1 名称及び電話番号

- 名称は、略称ではなく**正式名称**（登記上の名称）を記入してください。

2 所在地

- 登記上の所在地ではなく、**実際に事業を行っている所在地**を記入してください。

3 この場所での事業所の開設時期

- 会社や企業の創業時期ではなく、**この事業所が現在の場所で事業を始めた時期**を○で囲んでください。
- 以下の場合は、**その時期を開設時期**としてください。
- 個人経営の事業所が株式会社になるなど、経営組織を変更した場合
 - 法人が新設（対等）合併した場合
 - 法人が分割により設立された場合
 - この事業所が事業譲渡や吸収合併により別法人の所有となった場合

4 この事業所の従業者数

- 令和3年6月1日現在で、「(1) この事業所に所属する従業者数」について、下記を参考に各区分の該当する欄に記入するとともに、「⑦合計」欄に記入してください。
- また、「⑧送出者」欄及び「(2) 受入者」欄については、下の図〈事業所の従業者数の説明〉を参考にしてください。

(1) この事業所に所属する従業者数	①個人業主	○ 個人が共同で事業を行っている場合は、そのうちの一人を個人業主とし、他の人は「④無期雇用者」としてください。
	②個人業主の家族で無給の人	○ 個人業主の家族で、賃金や給与を受けずに、常時従事している人 × 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けている人は、「常用雇用者」としてください。
	③有給役員	○ 法人の取締役、理事などで役員報酬を得ている人 × 無給役員は従業者には該当しません。 ○ 他の法人の役員を兼ねている場合であっても、この法人が役員報酬を支給している場合は、この法人の有給役員に該当します。
	常用雇用者	④無期雇用者 ○ 雇用契約期間を定めずに雇用している人（定年まで雇用される場合を含む。）
		⑤有期雇用者（1か月以上） ○ 1か月以上の期間を定めて雇用している人
	臨時雇用者	⑥有期雇用者（1か月未満、日々雇用） ○ 1か月未満の期間を定めて雇用している人又は日々雇用している人
		⑦合計 ○ 「⑨出向」又は「⑩派遣」の受入者のみの場合は「0」と記入してください。
	⑧送出者（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）	○ 労働者派遣法でいう派遣労働者のほかに、在籍出向などこの事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人
	⑨出向	○ 在籍出向など出向元に籍を置いたまま、この事業所で働いている人
	⑩派遣	○ 労働者派遣法でいう派遣労働者で、この事業所で働いている人 × 別経営の事業所から業務請負により、この事業所の一区画で働いている人は、派遣されている人には含まれません。（別経営の事業所の従業者となります。）

※「④無期雇用者」～「⑥有期雇用者（1か月未満、日々雇用）」は、正社員、正職員、パート、アルバイト、嘱託、契約社員等の呼称にかかわらず、雇用契約期間の定めに応じて記入してください。

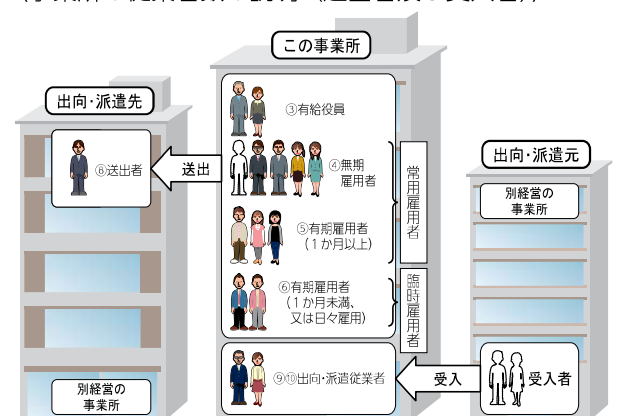
〈事業所の従業者数の説明（送出者及び受入者）〉

(3) この事業所に従事している人の男女計

(1) 欄の①～⑧、(2) 欄の⑨、⑩で記入した人数をもとに、以下の計算により記入してください。

⑦(合計)－⑥(臨時雇用者)－⑧(別経営の事業所への送出者)＋⑨(出向の受入者)＋⑩(派遣の受入者)

【例】 男 : ⑦25人－⑥5人－⑧2人＋⑨0人＋⑩3人＝21人
女 : ⑦10人－⑥1人－⑧0人＋⑨0人＋⑩1人＝10人
男女計 : 21人＋10人＝31人



- 記入欄にあらかじめ印字されている場合は、その内容に変更がないかを確認し、変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

記入上の注意

- 金額は万円単位で記入してください。(万円未満を四捨五入してください。)
- 「¥」記号は記入しないでください。

8 この事業所の単独事業所・本所・支所の別等			
(1) 単独事業所・本所・支所の別			
● 〇囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。〇囲みの印字がない場合は、該当する番号を〇で囲んでください。			
● フランチャイズ・チェーン(F C)加盟店についてはF C本部とは独立した組織となるため、F C本部の支所とはなりません。			
① 単独事業所		② 本所・本社・本店	
〔他の場所に支所・支社・支店を持たない事業所。〕		〔他の場所に支所・支社・支店を持ち、それらを統括する事業所。また、海外のみに支所等を持ち、それらを統括する場合も含めます。〕	
③ 支所・支社・支店		〔他の場所にある本所等の統括を受けている事業所。〕	
(2) 企業全体の常用雇用者数及び支所等数		(4) 本所等の正式名称・所在地等	
● 常用雇用者とは、無期雇用者と有期雇用者(1か月以上)の合計数です。		● 「正式名称」欄には、登記上の名称を記入してください。	
● 工場、営業所などや従業員のいる倉庫、管理人のいる寮なども含めます。		● 屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。	
支所等数		フリガナ	
国内		本所等の正式名称	
海外(現地法人は除く)		本所等の通称名	
事業所		本所等の電話番号(代表)	
事業所		本所等の所在地	
(3) 企業全体の主な事業の内容		〒	
● 「調査票の記入のしかた」2ページを参照して、できるだけ詳しく記入してください。		9 欄にお進みください。10 欄②～⑧、12～16 欄は記入不要です。	
主な事業の内容			
生産品、取扱商品又は営業種目			
①			
②			
③			

9 消費税の税込み記入・税抜き記入の別		① 税込み		② 税抜き	
● 選択した記入方法を〇で囲んでください。					
10 売上(収入)金額、費用総額及び費用項目					
● 令和2年1月から12月までの1年間の売上(収入)金額及び費用総額等について記入してください(この期間で記入できない場合は、令和2年を最も多く含む決算期間について記入してください)。(万円未満四捨五入)					
● 16 欄「経営組織」が「会社以外の法人」の場合は、以下のように記入してください。					
・「①売上(収入)金額」：経常収益を記入					
・「②費用総額」：経常費用を記入					
・「③うち売上原価」：記入不要					
・「主な費用項目」：各欄に記入					
11 事業別売上(収入)金額					
● 記入に当たっては、『調査票の記入のしかた』6ページを参照してください。					
● 10 欄「①売上(収入)金額」に記入した売上(収入)金額の内訳を記入してください。(万円未満四捨五入)					
● 金額で記入できない場合は、10 欄「①売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)					
● 16 欄「経営組織」が「会社以外の法人」の場合の寄付金、補助金、運営費交付金等は行った事業の収入になります。					
事業別内訳					
① 農業、林業、漁業の収入					
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入					
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額					
④ 卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)					
⑤ 小売の商品販売額					
⑥ 建設事業の収入(完成工事高)					
⑦ 不動産事業の収入					
⑧ 物品賃貸事業の収入					
⑨ 飲食サービス事業の収入					
⑩ 医療、福祉事業の収入					
⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入					
⑫ 運輸、郵便事業の収入					
⑬ 金融、保険事業の収入					
⑭ 宿泊事業の収入					
⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入					
⑯ 教育、学習支援事業の収入					
⑰ 情報通信事業の収入					
⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入					
⑲ 上記以外のサービス事業の収入					
合計					
10 欄①の売上(収入)金額					
又は割合(%)					
金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。					
1 0 0					

9 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

- 10 欄以降はできる限り「1 税込み」で記入してください。ただし、税込み記入できない場合は「2 税抜き」で記入してください。

- 「11 事業別売上(収入)金額」の説明は、6ページを参照してください。

8 この事業所の単独事業所・本所・支所の別等

1. 単独事業所

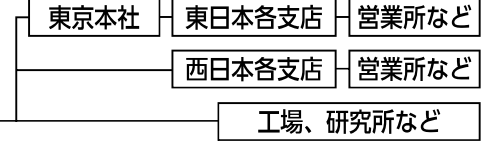
- ・他の場所に、同一経営の本所や支所等を持たない1企業又は1組織で1事業所の場合は、「単独事業所」となります。

2. 本所・本社・本店

- ・他の場所に、同一経営の支所等があって、経営主体全体を統括する事業所は、「本所・本社・本店」となります。
- ・1企業に「本所・本社・本店」は一つだけです。本社が2か所以上に分かれている場合は、代表者のいる事業所を「本所・本社・本店」とし、それ以外を「支所・支社・支店」とします。

3. 支所・支社・支店

- ・「本所・本社・本店」等から統括を受けている事業所は、「支所・支社・支店」となります。
- ・下の例のように名称に本社とあっても、他の事業所から統括を受けていれば、「支所・支社・支店」となります。



記入上の注意

- フランチャイズ・チェーン店の場合、フランチャイズ・チェーンの本部は別経営の事業所であり、チェーン加盟店の「本所・本社・本店」ではありません。ただし、直営店の場合はフランチャイズ・チェーンの本部が「本所・本社・本店」となります。
- 親会社は「本所・本社・本店」ではありません。

- 単独事業所から本所・本社・本店に変更となった場合は、(2)及び(3)を記入してください。また、「9 消費税の税込み記入・税抜き記入の別」以降については企業全体について記入してください。
- 「(3) 企業全体の主な事業の内容」は、2ページの「5 この事業所の主な事業の内容」を参考にして、具体的に記入してください。
- 本所等の正式名称・所在地等(支所・支社・支店のみ記入)
- ・本所等の正式名称は、法人名(会社名等)と事業所名(店舗名等)を記入してください。
- ・所在地等は、ビルなどの中にある事業所の場合は、そのビルの名称と入居している階まで記入してください。他の事業所の構内にある場合は、「〇〇構内」(〇〇は入居先の法人名と事業所名)と記入してください。

10 売上(収入)金額、費用総額及び費用項目

- 令和2年1月から12月までの1年間について記入してください。
- ※令和2年1月から12月までの1年間で記入できない場合は、令和2年を最も多く含む決算期間について記入してください。
- ※営業期間が1年に満たない場合であっても記入してください。
- この項目は、「損益計算書」をもとに記入してください。(各項目の内容は、下表を参照してください。)
- ※会社以外の法人については「正味財産増減計算書」、「事業活動収支計算書」などをもとに記入してください。
- なお、別途「損益計算書」を作成している場合は、「損益計算書」の該当金額も含めて記入してください。

項目	会社	会社以外の法人
①売上(収入)金額	・商品等の販売額又は役務の給付によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などを記入してください。	・経常収益を記入してください。
②費用総額(売上原価＋販売費及び一般管理費)	・売上(収入)金額に対応する費用総額(売上原価＋販売費及び一般管理費)を記入してください。	・経常費用を記入してください。
③うち売上原価	・費用総額のうち売上原価について記入してください。売上原価は、売上高に対応する商品仕入原価、製造原価、完成工事原価、サービス事業の営業原価及び減価償却費など(売上原価に含まれるもの)の合計になります。	・記入不要です。
④給与総額	・役員(非常勤を含む)及び従業員(臨時雇用者を含む)に対する給与(所得税・保険料等控除前の役員報酬、役員賞与(賞与引当金繰入額を含む)、労務費、給与、賞与(賞与引当金繰入額を含む)、手当、賃金等)の総額を記入してください。	・別経営の事業所に向向・派遣している従業員に支給している給与を含めます。
⑤福利厚生費(退職金を含む)	・会社負担の法定福利費(厚生年金保険法、健康保険法、介護保険法、労働者災害補償保険法等によるもの)、福利施設負担額、厚生費、現物給与見積額、退職給付費用、退職金等の総額を記入してください。	
⑥動産・不動産賃借料	・土地、建物、機械等の賃借料の総額を記入してください。	・経理上売買扱いとなっているリース支払額は含めません。
⑦減価償却費	・固定資産に係る減価償却費を記入してください。「売上原価」、「販売費及び一般管理費」それぞれに計上された減価償却費の合計になります。	
⑧租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)	・営業上負担すべき固定資産税、自動車税、印紙税等の総額を記入してください。	・収入課税の事業税(電気業、ガス業、保険業)はここに含めます。
	・税込経理の方法をとっている場合の納付すべき消費税については、ここに含めます。	・法人税、住民税、所得課税の事業税は含めません。

記入上の注意

- 12 ～ 16 欄は、単独事業所及び本所・本社・本店のみ記入してください。
- 15 ・ 16 欄は、単独事業所及び本所・本社・本店のうち、会社のみ記入してください。
- 金額は万円単位で記入してください。(万円未満を四捨五入してください。)
- 「¥」記号は記入しないでください。
- 11 欄「事業別内訳」欄の右端に◆印が印字されているものは、「5 この事業所の主な事業の内容」欄に印字されている事業内容の該当する欄となります。なお、複数の分野にわたる事業を行っている場合は、◆印の内訳だけでなく、該当するそれぞれの事業欄について、金額を記入してください。

11 事業別売上（収入）金額

- 以下の例示を参考に、10 欄「1売上（収入）金額」に記入した売上（収入）金額の内訳を記入してください。

① 農業、林業、漁業の収入（動植物の飼育・栽培、林木の育成・林産物の採取、水産動植物の採取・採捕を行う事業の収入）
○ 農畜産物の生産（もやし、きのこなどの工場栽培による農産物を含む。）、林産物の生産（立木、素材の販売、きのこ類の採取、木炭の生産）
○ 農業作業（脱穀など）の請負
× 生産した農畜産物・水産物を、製造用作業場で専従の作業者が加工し出荷した場合 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
× 他の事業所から購入した農畜産物、林産物、水産物を使用して、製造、加工を行っている場合の収入 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
× 有機質肥料の製造 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
× 一般消費者が所有する穀類の精製作業 ⇒ 「⑤生活関連サービス、娯楽事業の収入」
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入
○ 採石現場での破碎・粉砕
× 採掘された岩石の破壊・粉砕を採石現場以外で行った場合 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
× 鉱石から含有する金属を抽出するための製錬及び精製 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額
○ 製造した製品の他の企業への出荷額、製造事業所が他（国内事業所）に原材料を支給し製造させた委託生産品の出荷額
○ 他の企業から原材料の支給を受け加工した収入（加工賃収入）
○ 船舶修理、鉄道車両の修理又は改造、航空機及び航空機用原動機のオーバーホール（製造する設備・能力を有する場合）
○ 金属工作機械又は金属加工機械を据え付け、多種多様の機械及び部分品の製造加工と修理を行っている場合の収入
× 機械等の据付工事（製造品に含まれない場合） ⇒ 「⑥建設事業の収入」
× 仕入商品を加工せず他の企業に販売した場合の販売額 ⇒ 「④卸売の商品販売額」
× 仕入商品を加工せず一般消費者に販売した場合の販売額 ⇒ 「⑤小売の商品販売額」
× 製造した商品を、一般消費者に直接販売した場合の販売額 ⇒ 「⑤小売の商品販売額」
④ 卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）
○ 仕入商品を加工せず他の企業に販売した場合の販売額
※検査、選別、洗浄、包装、小分け、充てんなどの軽度な加工を含めます。
⑤ 小売の商品販売額
○ 仕入れた商品又は製造した商品の一般消費者への販売額、一般消費者からの注文で金属製及び木製家具を製作し取り付けることによる収入
○ 予め調理した飲食品の小売
× 自ら製造したものを店舗によらず、インターネット等を用いて販売した場合の販売額 ⇒ 「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
⑥ 建設事業の収入（完成工事高）
○ 土木工事、建築工事（リフォームを含む）、設備工事（電気工事、電気通信工事、管工事など）、自己建設による土地の造成、建物の建設
○ 製造品の出荷に附帯する据付工事（据付工事費が製造品と分離できる場合）
⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入（各エネルギーの供給などを行う事業の収入）
○ 電気事業の収入（電気事業営業収益のうち電灯料、電力料、地帯間販売電力料、他社販売電力料、託送収益）
○ 自家発電の電力販売、導管によるガス供給、熱供給
⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入
○ プラントエンジニアリング、プラントメンテナンス（製造品の出荷に附帯する保守・点検の代金（保守・点検費が製造品と分離できる場合））
○ 獣医業、建築設計、測量、商品検査、計量証明、写真業、試験研究などの技術サービス事業
⑲ 上記以外のサービス事業の収入
○ 廃棄物処理事業（ごみ収集運搬、ごみ処分、浄化槽保守点検など）、自動車整備事業
○ 機械等修理事業（機械修理、電気機械修理、表具、家具・時計・履物修理、保守・点検料など）、職業紹介・労働者派遣事業

- 記入欄にあらかじめ印字されている場合は、その内容に変更がないかを確認し、変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

12 設備投資の有無及び取得額	① 設備投資を行った		② 設備投資を行わなかった		※ 有形固定資産には、事務所、店舗、倉庫などの建造物、暖房設備、照明設備などの附属設備、自動車などの車両運搬具等やそれらの手付金を含めます。※ 取得額（減価償却前の額）を記入してください。（万円未満四捨五入）	
	● 令和2年1月から12月までの1年間に行った設備投資の有無について、該当する番号を○で囲んでください。					
● 中古品は含めません。		千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円				
有形固定資産（土地を除く）				1		0 0 0,000
無形固定資産（ソフトウェアのみ）				5		0 0,000
13 自家用自動車の保有台数	(1) 貨物自動車		(2) 乗用自動車		(3) パス	
● 業務に使用する自家用自動車の台数を記入してください（リースで借りている車両も含めます）。		3 台		2 台		0 台
※ 人員輸送のみの使用は除きます。						
14 土地・建物の所有の有無	土地		建物			
● それぞれ該当する番号を○で囲んでください。		① ある ② ない		① ある ② ない		
※ 借地、借家や関連会社名義の土地、建物は含めません。						
15 資本金等の額及び外国資本比率	(1) 資本金又は出資金、基金の額を記入してください。		(2) うち外国資本比率を記入してください。			
	● 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。		千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円		(万円未満四捨五入)	
		1		0 0 0 0 0,000		0 0 % (小数点第2位四捨五入)
16 決算月	● 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。		2 月 (月)			
※ 本決算月を記入してください。年2回決算を採用している場合は両方の月を記入してください。						

12 設備投資の有無及び取得額

- 「有形固定資産（土地を除く）」には、令和2年1月から12月までの1年間に土地を除く有形固定資産に新規に計上した額を記入してください。
 - ・有形固定資産とは、建物及び附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、建設仮勘定、耐用年数が1年以上の工具、器具、備品及びこれらのリース資産（売買取引と同様の会計処理をしたもの）をいいます。
 - ・建設仮勘定から振替によって計上した固定資産額は含めません。
- 「無形固定資産（ソフトウェアのみ）」には、令和2年1月から12月までの1年間のソフトウェアに対する投資のうち、無形固定資産に新規に計上した額を記入してください。
- 固定資産に計上したリース物件のうち、令和2年1月から12月までの1年間に新たに契約した物件を含めます。
- 以下については、設備投資に含めません。
 - ・建物、構築物等の取得額に含まれる土地の取得又は改良費用
 - ・店舗併用住宅の居住用部分
 - ・中古品

13 自家用自動車の保有台数

- 自家用自動車（いわゆる白ナンバー（軽自動車を含む。））のうち、業務に使用する自動車について、以下の種類ごとの台数を記入してください。マイカー通勤、レジャー等のみに使用している自動車や輸送目的で使用していない建設・工事機械等の自動車は含めません。
 - 【自動車の種類】
 - 貨物自動車：貨物の輸送に使用する自動車をいいます。
 - 人員輸送のみに使用している場合は除いてください。
 - 乗用自動車：主に人員の輸送に使用する自動車で、乗車定員10人以下のものをいいます。
 - バス：主に人員の輸送に使用する自動車で、乗車定員11人以上のものをいいます。
- リースで借りている自動車についても保有台数に含めてください。

14 土地・建物の所有の有無

- 国内で企業として所有している土地・建物の有無について、それぞれ該当する番号を○で囲んでください。なお、借地、借家や関連会社名義となっている土地・建物は含めません。

17 人件費及び人材派遣会社への支払額

第1面の「4 この事業所の従業者数」欄の（3）が29人以下の場合は、合計のみ記入してください。

- ◆この事業所が令和2年1月から12月までの1年間に支給した給与額又は支給すべき給与額について、所得税、保険料、組合費などを差し引く前の額で記入してください。
- ◆この事業所の敷地とは別の場所にある自家発電所、自家用倉庫の人件費及び人材派遣会社への支払額は含めません。
- (1) 欄は、常用雇用者及び有給役員（第1面の「4 この事業所の従業者数」の③+④+⑤に該当する者のうち、この事業所に従事している者に対する基本給、諸手当（家族手当、超過勤務手当、通勤手当、休業手当など）、特別に支払われた給与（期末賞与など）を記入してください。
- (2) 欄は、上記雇用者に対する退職金や解雇予告手当、第1面の「4 この事業所の従業者数」のうち「⑨出向」に対する支払額、「臨時雇用者」に対する給与、「⑧送出者（別経営の事業所へ出向又は派遣している人）」に対する負担額などを記入してください。調査時点（令和3年6月1日時点）で臨時雇用者がいない場合でも、令和2年に臨時雇用者を雇用して支払った給与がある場合は、ここへ記入してください。
- (3) 欄は、第1面の「4 この事業所の従業者数」の「⑩派遣」に係る人材派遣会社への支払額を記入してください。

17 人件費及び人材派遣会社への支払額 (令和2年1月から12月までの1年間)		金 額									
		千	百	十	億	億	千	万	百	万	円
(1) 常用雇用者及び有給役員（第1面「4 この事業所の従業者数」の③+④+⑤に該当する者のうち事業所に従事している者）に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額							9	9	2	0	0,000
(2) 常用雇用者（④、⑤）及び有給役員（③）に対する退職金又は解雇予告手当、出向受入者（⑨）に係る支払額、臨時雇用者（⑥）に対する給与、送出者（⑧）に対する負担額など							6	2	7	0,000	
(3) 派遣受入者（⑩）に係る人材派遣会社への支払額							2	1	8	0,000	
合 計 ★							1	0	7	6	5,000

18 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関する外注費及び 転売した商品の仕入額 (令和2年1月から12月までの1年間)		金 額									
		千	百	十	億	億	千	万	百	万	円
原材料使用額	主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料、消耗品、購入した水などで実際に製造等に使用した総使用額						2	5	4	5	7,000
燃料使用額	石油、ガス、石炭など（貨物運搬用及び暖房用の燃料、自家発電用の燃料費を含む）						3	7	9	0,000	
電力使用額	電灯用を含め、自家発電は除く						6	8	9	0,000	
委託生産費（外注加工費）	原材料又は製品を、他企業の国内事業所に支給して製造、加工を委託した場合、これに支払った加工賃又は支払うべき加工賃						3	6	6	0,000	
製造等に関する外注費	生産設備の保守・点検、機械の操作、梱包などの製造等に関する外注費（派遣、委託生産費などの外注費は除く）						9	2	0,000		
転売した商品の仕入額	令和2年中に実際に売り上げた転売品（在庫は除く）に対応する仕入額（年初転売品在庫額 + 当年転売品仕入額 - 年末転売品在庫額）						6	0	3	2	0,000
合 計 ★							3	3	0	1	5,000

19 有形固定資産		※ 第1面「□欄」この事業所の従業員数」の(3)が10人以上29人以下の事業所は、有形固定資産の内訳については記入不要です。(土地の欄及び有形固定資産(土地を除く。))の計欄のみ記入してください。 ※ 9人以下の事業所は、記入不要です。																																															
		土地 ★										有形固定資産(土地を除く。)																																					
		計 ★										建物、構築物 (土木設備、建物附属設備を含む。)										機械、装置 (附属設備を含む。)										船舶、車両、運搬具、耐用年数 1年以上の工具、器具、備品等																	
		千	百	十	億	億	千	万	百	万	円	千	百	十	億	億	千	万	百	万	円	千	百	十	億	億	千	万	百	万	円	千	百	十	億	億	千	万	百	万	円								
年初現在高						2	1	5	6	0,000					8	3	1	5	0,000					7	6	0	0,000					6	3	5	5	0,000					1	2	0	0,000					
取得額 (令和2年1月から 12月までの1年間)	新規のもの	×	×	×	×	×	×	×	×	×					2	5	5	0	0,000					1	0	2	3	0,000					1	3	2	0	0,000					2	0	7	0,000				
	中古のもの															4	3	3	0	0,000																	1	4	9	0,000					1	3	9	0,000	
除却・売却による減少額 (令和2年1月から12月までの1年間)											0,000					1	4	0	0,000																										4	7	2	0,000	
減価償却額(令和2年1月から12月までの1年間) 減価償却額がない場合は「0」を記入してください。		×	×	×	×	×	×	×	×	×					1	6	2	4	0,000																											5	1	5	0,000

● 「19 有形固定資産」の説明は、10ページを参照してください。

18 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額

第1面の「4 この事業所の従業者数」欄の（3）が29人以下の事業所は、合計のみ記入してください。

- ◆管理・販売部門の外注費及び派遣会社への支払額は含めません。
- 「原材料使用額」
 - ・この事業所が所有する燃料以外のすべての製造加工用等の原材料のうち、実際に製造等に使用した総使用額を記入してください（購入額を記入するものではありません）。また、自己の所有するものに限ります。
 - 「原材料」に含むもの（例示）
 - 主要原材料、補助材料、容器・包装材料、耐用年数1年未満の工具・器具・備品、機械油、購入した水、作業用・事務用消耗品、購入した部分品（当該工場で原材料を使用して中間製品を作成、その中間製品を製造加工のために使用した場合は、当初使用した原材料費のみを計上）、工場維持のために必要な材料・消耗品（固定資産勘定に計上すべきものは除き、工場建物・設備などの小修理に使用されたもの）
 - ・通常は燃料として使用されるものでも、原材料として使用した場合、例えば電極用コークスの製造に用いられた石炭、ゴム溶剤に用いられた揮発油などは、原材料使用額に含めます。
 - ・下請工場等に原材料又は製造した製品を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額を計上します（加工賃は「委託生産費」に計上します）。
 - ・原材料であっても、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するものは「転売した商品の仕入額」に記入してください。
- 「燃料使用額」

生産段階での使用額、荷物運搬用及び暖房用の燃料費（石油、ガス、石炭等）、自家発電用の燃料費などを記入してください。

仕入れてそのまま販売するものは含めません。「転売した商品の仕入額」に記入してください。
- 「電力使用額」

照明や空調に利用されたものやこの事業所で購入した電力の使用額を記入してください。

ただし、自家発電分は除きます。
- 「委託生産費（外注加工費）」

この事業所が所有する原材料又は製造した製品を支給して、他企業の国内事業所に製造加工を委託した場合、これに支払った加工賃を記入してください。この場合、支給した原材料等は、「原材料使用額」に記入してください。原材料等を支給しない（※）で、他の事業所に製造を依頼した注文製造品の買取代金は含めません。

（※）原材料を「他企業の事業所」が自ら調達した場合（この事業所が所有する原材料の所有権を「他の事業所」に移転して製造加工させた場合も含めます。）
- 「製造等に関する外注費」
 - ・事業所収入（「製造品出荷額」、「加工賃収入額」及び「その他収入額」）に直接関連する外注費で、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品の検査・梱包、製品に組み込まれるソフトウェアの開発、製品の据付に係る建設業務、販売した製品の保守・修理等の外注費用を記入してください。
 - ・委託生産費（外注加工費）、派遣会社への支払額、固定資産に計上されるものは除きます。
 - ・警備、清掃、福利厚生、管理事務、構外運送、広告・宣伝などの管理・販売部門における外注費用は除きます。
- 「転売した商品の仕入額」

以下のような計算により、令和2年中に実際に売り上げた転売品に対応する仕入額を記入してください。また、ここに記入がある場合は、第1面「11 事業別売上（収入）金額」のうち「④卸売の商品販売額」又は「⑤小売の商品販売額」も記入してください。

年初転売品在庫額 + 当年転売品仕入額 - 年末転売品在庫額

なお、転売品とは、他の企業から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもので、検査・選別・洗浄・包装・小分け・充てんなどの販売に伴う軽度な加工をしたものを含めます（ただし、食料品の真空包装及び医薬品の小分けは除きます）。

19 有形固定資産

第1面の「**4 この事業所の従業者数**」欄の（3）が10人以上29人以下の事業所は、★印の欄（黄色）のみ記入してください。9人以下の事業所については記入不要です。

- ◆金額は、帳簿価額で記入してください。それが困難な場合は、見積もり価額（「取得額」の欄については購入価額）によってください。借用・借地の場合は、その旨を「備考」欄に記入してください。
- ◆有形固定資産を「土地」と「有形固定資産（土地を除く。）」に区分して記入してください。
- ◆この事業所の敷地とは別の場所にある自家発電所、自家用倉庫の有形固定資産は含めません。

土 地		工場及び事業所の敷地のほか、社宅敷地、運動場、農園などの経営附属用の土地（構外のものを含む）
有形固定資産	①建 物	工場、事業所、社宅、その他経営附属物（構外のものを含む）、附属設備（エレベーター、暖房・照明・通風設備など）
	②構築物	ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突、その他土地に定着する土木設備、工作物、舗道、駐車場など（減価償却の対象となるものに限ります。また、構外のものも含まれます。）
	③機械、装置	原動機類、製造加工用の機械、装置、コンベヤ、ホイスト、起重機（建物に附属するものを除く）などの運搬設備、その他附属設備 溶鉱炉、れんが窯、分溜塔など、物に物理的又は化学的变化を加える固定設備も含む
	④船 舶	船舶、水上運搬具
	⑤車両、運搬具	鉄道車両、自動車、その他陸上運搬具など
	⑥工具、器具、備品等	容器を含み、 耐用年数1年以上 で特例を除き1件 10万円以上 のもの

（注）取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産を一括償却資産として処理した場合は、有形固定資産に記入する必要はありません。

●「年初現在高」

以下の計算により、「土地」「有形固定資産（土地を除く。）」とも、令和2年の年初現在高を、**帳簿価額（資産台帳、財産目録、貸借対照表など）によって記入**してください。

なお、減価償却を間接法によって行う場合の帳簿価額とは、減価償却累計額を当該有形固定資産勘定から差し引いたものをいいます。

年初現在高 = 前年年初現在高 + 前年取得額 − 前年除却・売却による減少額 − 前年減価償却額

●「取得額」

令和2年の**1年間の増加額を帳簿価額で記入**してください。また、この事業所が使用するために外国から直接輸入したもの（貿易業者などを通じて輸入したものを含む）は、中古であっても「新規のもの」の欄に記入してください。「土 地」

- ・土地の取得額は、**令和2年中に登記が済んだ土地の金額**をすべて記入してください。
- ・埋立て、地盛り、地ならしなどの造成、改良などによって既存の資産の帳簿価額が増加した場合は、その増加額を記入してください。
- ・原材料採取のために取得した土地も含めます。
- ・**借地分は除きます**。（借地の場合は「備考」欄にその旨記入してください。）

「有形固定資産（土地を除く。）」

- ・令和2年の1年間の購入、建設、自家製作、建設仮勘定からの振替などによる取得額を、**帳簿価額又は評価額で記入**してください。
- ・増改築、改造、増設などによって、既存の資産の帳簿価額が増加した場合は、その増加額を記入してください。
- ・**借用分（リース、レンタル等を含む）は除きます**。

●「除却・売却による減少額」

「土 地」

- ・売却などによる除却額を記入してください。
- ・原材料を採取したために枯渇資産として減耗償却したものも、土地の除却に含めます。

「有形固定資産（土地を除く。）」

- ・売却、撤去、滅失などによる除却額を記入してください。
- ・災害などにより部分的損失が生じ、その資産の帳簿価額が減少した場合は、その減少額を記入してください。

●「減価償却額」

減価償却費として有形固定資産勘定から控除した金額、減価償却累計額に当期分として新たに引き当てられた金額を記入してください。なお、**減価償却額がなかった場合は、減価償却額の欄に「0」**を記入してください。

●「建設仮勘定」

「建設仮勘定」とは、建物、構築物、機械、装置、船舶、車両などの有形固定資産を建設するようなときに、完成まで数年を要する場合、この建設に要した材料費、労務費、経費などを完成するまで一時的に処理する仮勘定で、完成後はそれぞれの資産勘定に振り替えられるものです。

「建設仮勘定」を設定している事業所については、令和2年1年間にこの勘定の借方に仕分けられた金額を「増」に、同期間内にこの勘定の貸方に仕分けられた金額（この勘定から有形固定資産勘定に振り替えられた金額）の合計を「減」に記入してください。

ソフトウェアなどの無形固定資産及び土地は除きます。

20 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額

※第1面「4 この事業所の従業者数」の（3）が10人以上29人以下の事業所は、製造品①、半製品及び仕掛品②のみ記入してください。
※9人以下の事業所は、記入不要です。

（1）この事業所の所有するものについて記入してください。

（2）原材料を他企業に支給して製造させた委託生産品はここに含め、他企業から支給された原材料による受託加工品と仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの（転売品）は含めないでください。

（3）30人以上の事業所は、製造品の年末在庫額と②欄イの製造品在庫額計とは一致します。

区分	製造品①★					半製品及び仕掛品②★					原材料及び燃料③					合計 ①+②+③				
	千	百	十	萬	円	千	百	十	萬	円	千	百	十	萬	円	千	百	十	萬	円
年初						2	7	6	0	0,000						5	4	7	0	0,000
年末★						5	8	0	4	0,000						4	4	1	9	0,000

21 製造品出荷額、在庫額等

※「ア 品目別製造品出荷額」、「ウ 加工賃収入額」は、同封の「分類表」4〜80ページを参照し、記入してください。

ア 品目別製造品出荷額★

（令和2年1月から12月までの1年間）
（酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含む）

自己が所有する原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたもの（委託生産品）はここに含めてください。
仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの（転売品）はここに含めず、第1面「4 この事業所の従業者数」の（3）が10人以上29人以下の事業所は、製造品①、半製品及び仕掛品②のみ記入してください。
うち「③部売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」又は「④小売の商品販売額」欄に記入してください。

番号	製造品名					数量					金額					数量				
	千	百	十	萬	円	千	百	十	萬	円	千	百	十	萬	円	千	百	十	萬	円
2	7	1	9	1	1	金銭登録機（レジスタ）														
3	0	1	4	1	1	ラジオ受信機														
3	0	2	3	1	2	カーステレオ														
3	0	2	3	1	4	ハイファイ用アンプ														
3	0	2	3	1	1	ステレオセット														

21 製造品出荷額、在庫額等（つづき）

●「ア 品目別製造品出荷額」

「製造品」

・この事業所が所有する原材料によって製造するものをいい、**原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させた委託生産品を含めます**。ただし、他企業、同一企業間の受入、受渡等、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの（転売品）は、第1面「**11** 事業別売上（収入）金額」欄のうち「**④**卸売の商品販売額」又は「**⑤**小売の商品販売額」に記入してください。

・『分類表（製造業）』に特掲されている品目（6桁番号があるもの）の製造工程で出たくず、廃物もここに記入してください。

例：清酒かす、精米かす・精麦かす、製材くず、鉄くず、非鉄金属くずなど

「出荷額」

- ・出荷額は工場出荷金額とし、**積込料、運賃、保険料及びその他諸経費を除いた金額**で記入してください。
- ・自ら製造したものをこの事業所において最終製品として自家使用されたもの、委託販売に出したものも含めます。ただし、令和元年中に出荷したもので、令和2年に入ってから返品され、再出荷されたものは含めません。
- ・割引、値引されたものは、その分を差し引いた販売価額（実際に受け取った金額）で記入してください。

【参考】製造品出荷関連の記入欄について

出荷額の範囲	事業所外に出荷した製品自体の価額	21 欄「ア 品目別製造品出荷額」
	出荷に要する各種経費（積込料、運賃、保険料）	対象外
	出荷した製品の据付工事代金	製造業以外の収入のため、 第1面「11 事業別売上（収入）金額」欄の「⑥建設事業の収入」へ
出荷・使用の形態別	出荷後の保守・点検代金	・プラントメンテナンスの場合は、 第1面「11 事業別売上（収入）金額」欄の「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」へ ・それ以外の場合（機械修理等）は、 第1面「11 事業別売上（収入）金額」欄の「⑩上記以外のサービス事業の収入」へ
	当該事業所が最終製品の製造のため自己消費した中間製品	対象外（その中間製品を製造するために使用した原材料は、原材料使用額に算入）
	価額未定のまま事業所外に出荷した製品	21 欄「ア 品目別製造品出荷額」（市価に換算）
事業所が直接消費者に販売した場合	製造した事業所の構内の店舗で、直接消費者に販売した製品	製造業以外の収入のため、 第1面「11 事業別売上（収入）金額」欄の「⑤小売の商品販売額」へ
	製造した事業所からインターネットや電話を通じて（店舗を持たないで）、直接消費者に販売した製造品	21 欄「ア 品目別製造品出荷額」

●「イ 品目別製造品在庫額」

- ・この事業所が所有する製造品の在庫額については、**帳簿価額で記入**してください。
- ・委託生産品の在庫は、受託した下請工場にあるものも委託した事業所側の在庫に含めます。
- ・「品目別製造品在庫額」には、「半製品及び仕掛品」に該当するものは含めません。
- ・製造品の出荷がなく在庫のみの場合でも、品目の番号、製造品名、在庫数量、在庫金額を記入してください。

●「ウ 加工賃収入額」

加工賃収入とは、**他の企業の事業所から支給された主要原材料によって製造**を行って受け取る加工賃や**他の企業の事業所の所有する製品、半製品に加工処理を加え**、これによって受け取る加工賃をいいます。このうち、令和2年中に引き渡したものに対する加工賃を記入してください。なお、一般的に加工業と呼ばれる事業所でも、**自己の所有する原材料や製品に加工する場合は「品目別製造品出荷額」**に記入してください。

●「エ 製造業以外の収入額」

第1面「**11** 事業別売上（収入）金額」欄のうち、「**③**製造品の出荷額・加工賃収入額」以外に売上（収入）があり、同封の『分類表（製造業）』の「その他収入分類表」の中に、**該当するものがある場合は**、金額の多い順に分類番号、その他収入の種類名、金額を記入してください。

22 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合★
（令和2年1月から12月までの1年間）
（直接輸出とは、自己又は自社名義で通関手続を行ったもの。）

第1面 10 欄「 ① 売上（収入）金額」に対する直接輸出額の割合を、小数点第2位まで記入してください。	割合（単位：％）
	1 7 2 1

22 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合（年間）

- ・直接輸出額とは、事業所が直接自社又は自己名義で通関手続を行い、輸出許可書の交付を受けたものをいい、商社等他の企業を経由して輸出したものは含めません。
- ・第1面**10**欄の「売上（収入）金額、費用総額及び費用項目」欄の「**①**売上（収入）金額」に対する直接輸出額の割合を小数点第2位（小数点第3位を四捨五入）まで記入してください。

23 主要原材料名★
ア 購入したもの
モータ、トランジスタ、IC、コンデンサ、チューナー、樹脂成型品
イ 他の企業から支給されたもの（無償）
回路板、金属部品、IC、樹脂加工成型品

24 工業用地及び工業用水		面積（単位：平方メートル）									
ア 事業所敷地面積（令和3年6月1日現在）		事業所で使用している敷地の全面積を記入してください。									
イ 1日当たり水源別用水量（令和2年1月から12月までの1年間の1日当たりの使用量）		用水量（単位：立方メートル）									
淡水	公共水道	1	工業用水道								5
		2	上水道								2
	3	井戸水（井戸、湧水から取水した水）									
	4	その他の淡水									
	5	回収水									
	合 計										7
海水											

24 工業用地及び工業用水

※第1面の「**4** この事業所の従業員数」の（3）が**29人以下の事業所は記入不要です**。

- 「ア 事業所敷地面積」には、令和3年6月1日現在において、事業所が使用（賃借を含む）している敷地の全面積を記入してください。
 - ・貸ビル内に事業所がある場合は、その使用床面積の比率に応じた敷地面積を記入してください。
 - ・事業所の隣接地にある拡張予定地で、この事業所が占有している場合は、その拡張予定地の面積を含めます。
 - ・鉱区、住宅、寄宿舍、グラウンド、福利厚生施設などに使用している敷地が、生産設備などのある敷地と道路（公道）・堀・柵など何らかの手段で区別される場合は、その敷地の面積は含めません。
 - 「工業用水」とは、事業所内で工業生産のために使用される用水をいいます。従業員の飲料水や雑用水は含めませんが、動力として使用される水（水車や水力発電機を稼働させる水など）は除きます。
 - 「イ 1日当たり水源別用水量」には、令和2年1月から12月までの1年間に事業所で**使用した工業用水の総量を操業日数で割ったもの**です。1立方メートル未満は、四捨五入します。
 - ・工業用水の使用量が不明の場合には、例えばポンプなどの能力、運転時間、流出量などによって1日当たりの推定使用量を記入してください。
- 水源別の区分は、右表のとおりです。

公共水道：都道府県又は市区町村によって経営される水道から供給を受ける水。	
1 工業用水道	飲用に適さない工業用水を供給するもの。
2 上水道	一般の水道のことで、人の飲用に適する水を供給するもの。
3 井戸水	浅井戸、深井戸又は湧水から取水する水。 海水の影響を受けていない水源の井戸水に塩分が含まれている場合は「海水」とせず「井戸水」とする。
4 その他の淡水	上記のいずれにも属さない水で、「5 回収水」以外のもの ・河川、湖沼又は貯水池から取水する水（地表水） ・河川敷などにおいて集水堰きよによって取水する水（伏流水） ・農業用水路から取水する水 ・他の工場、事業所から供給を受ける水 など
5 回収水	事業所内で一度使用した水のうち、循環させて使用している水。 回収装置（冷却塔、戻水池、沈でん池、循環装置など）を通すかどうかは問わない。

25 作業工程★
21 欄「製造品出荷額、在庫額等」に記入した製造品の製造又は加工に関するこの事業所の作業工程のあらましを記入してください。
部品のハンダ付け→組み立て→調整→検査→梱包→出荷
備考★
カーステレオについて、一部の機種は製造を海外の子会社に移管したため、製造品出荷額が減少し、転売収入が増加した。

備考

- ◆各調査事項について、前年に比べ著しく大きい小さい数値のとき（例：2倍以上や1/2以下など）は、その理由を記入してください。
- ◆有形固定資産計について、この調査票に記入した年初現在高と前年調査票（前年に「2020年工業統計調査票」を提出している場合）から計算される年末現在高が一致していない場合は、その理由を記入してください。
- ◆有形固定資産の取得額の計が、「建設仮勘定の減」より著しく小さいときは、その理由を記入してください。

23 主要原材料名

- ◆製造品と原材料の関係を見る上で必要ですので、主要なものを記入してください。
- ・購入又は他の企業から支給されて使用した原材料のうち、主なものを記入してください。購入又は他の企業から支給された原材料を使用して中間製品を作り、さらに、この中間製品を製造加工のために使用した場合は、最初に購入又は支給された原材料名を記入してください。
- ・「ア 購入したもの」に記入がある場合は、「**21** ア 品目別製造品出荷額」の項目に記入があります。
- ・「イ 他の企業から支給されたもの」に記入がある場合は、「**21** ウ 加工賃収入額」に記入があります。

25 作業工程

- ◆「**21** ア 品目別製造品出荷額」に記入した製造品及び「**21** ウ 加工賃収入額」に記入した賃加工品のうち、主な製品についての作業の工程を段階的に記入してください。製造方法、機械作業、手作業の内容などのあらましを、わかりやすく記入してください。

調査票へのご記入ありがとうございました。

調査票を提出する前に、記入漏れや記入誤りがないか、
最後にもう一度、ご確認ください。

令和3年経済センサス - 活動調査 コールセンターのご案内

問い合わせ内容に応じ、専用の窓口をご用意しています。
おかけ間違いのないよう、お願いいたします。

例えば

調査票の記入方法など
調査全般について

- 調査票の記入のしかたについて
- 調査事項について
- 調査の概要について
- 回答内容の保護について

0120-555-097 ※IP電話などフリーダイヤル
に接続できない場合
(通話料は無料です) **03-5200-5858** (有料)

例えば

インターネット
回答について

- ログインできない場合
- 初期のログイン時に変更した「パスワード」を
忘れてしまった場合
- 電子調査票の操作方法について

0120-151-280 ※IP電話などフリーダイヤル
に接続できない場合
(通話料は無料です) **03-5200-5860** (有料)

例えば

分類表について

- 分類表の見方について
- 品目の選び方について

0120-565-503 ※IP電話などフリーダイヤル
に接続できない場合
(通話料は無料です) **045-522-2426** (有料)

受付時間

〈平日〉
午前 **9時**
～
午後 **6時**

〈令和3年経済センサス - 活動調査 実施事務局〉

(<https://www.e-census.go.jp/>)

経済センサス 実施事務局

検索

紙ヘリサイクル可

経済センサス - 活動調査をよそおった不審な訪問者や電話・電子メールにご注意ください